

姫路市入札監視会議 議事概要（平成27年度第1回）

1 日時

平成27年8月18日（火） 午後2時から午後3時30分まで

2 場所

姫路市役所 北別館3階 第1演習室

3 出席者

（委員）市川委員長 秋本委員 永井委員 井上委員

（姫路市）山田財政局長 福間財務部長 三河契約課長 他契約課2名

4 概要

(1) 建設工事発注状況等の説明

平成27年1月1日から平成27年6月30日までの間の入札及び契約手続の運用状況並びに制度改正等について事務局から報告。

<制度改正の概要>

ア 姫路市総合評価競争入札試行要綱（平成27年3月25日改正）

対象を拡大して、設計及び施工の一括発注によるもの及び工事に関する設計、測量又は調査業務も対象とする。評価の方法に加算方式を導入する。

イ 姫路市契約規則（平成27年4月1日改正）

(1) 見積書を徴する人数を1人とすることができる場合の拡大（予定価格10万円未満の賃貸借契約、使用許諾契約、役務提供契約及び工事に関する設計、測量又は調査業務委託並びに予定価格20万円未満の工事を追加）

(2) 工事施工計画及び下請人等通知書（様式第15号）の廃止

(3) 請負人の義務の削除

(4) 前金払のできる条件のうち、工期の条件を撤廃

ウ 姫路市建設工事入札参加者審査委員会規則（平成27年4月1日改正）

一般競争入札に関する部会の事務範囲を拡大する。（変更前：5,000万円未満、変更後：1億5,000万円未満）

エ 姫路市登録業者指名停止等措置要綱（平成27年4月1日改正）

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の改正に伴い、審判制度が廃止されたことによる改正。

オ 姫路市入札参加資格制限基準（平成27年4月1日改正）

地方自治法施行令の改正に伴い、入札参加資格制限の対象を拡大する。

カ 姫路市契約規則等に規定する書類の様式に関する要綱（平成27年4月1日改正）

施工体制台帳作成対象の拡大に伴い、工事施工計画及び下請人等通知書（様式第15号）を廃止する。前金払のできる条件のうち、工期の条件を撤廃する。

キ 姫路市総合評価競争入札試行要綱（平成27年7月1日改正）

対象を拡大して、DBO方式によるものも対象とする。委員長が必要と認めるときに臨時の委員を指名できることとする。

【主な質問・意見】

特になし

(2) 審議対象工事の抽出結果の報告

審議対象工事の抽出を行う委員に指定されていた井上委員から、抽出結果を報告。

<抽出の概要>

- ・入札方式別に審議対象工事は無作為に抽出
- ・制限付一般競争入札（総合評価）については、全2件中1件を抽出
- ・制限付一般競争入札（価格競争）については、全66件中2件を抽出
（内訳：土木・鋼構造・ほ装工事から1件、建築・その他工事から1件）
- ・指名競争入札について、全105件中4件を抽出
（内訳：うち土木・鋼構造・ほ装工事から2件、建築工事から1件、その他工事から1件）

(3) 抽出工事の説明及び審議

抽出された工事について審議。

ア 制限付一般競争入札（総合評価）

姫路文学館北館及び南館大規模改修工事

【主な質問・意見】

委員： この工事は総合評価落札方式が適用される工事か。

事務局： 工事の施工場所が、狭い住宅街の中にあり、安全管理に配慮することと、建物自体が意匠の建物であることから、意匠に配慮

した技術力についての提案を求めたいということで総合評価落札方式の対象とした。

委員： 制度改正で評価の方法として加算方式を導入しているがこの工事には適用されるか。

事務局： この工事は除算方式を採用している。最低限の要求水準を満たしているものに対して標準点 100 点を与え、技術提案等で得た加算点を加えた合計を入札額で割って、算出した評価値が最も高いものを落札者としている。加算方式は除算方式と比較すると、より提案を重視した評価方法ということになるが、設計業務等について加算方式を採用する旨、国土交通省のガイドラインで示されているため、設計業務等へ採用することとしている。

事務局： 姫路市としては、総合評価落札方式の入札を拡充する方針である。そのため、制度改正により 4 月に設計や設計・施工一括発注方式も対象にするとともに加算方式も導入した。今回は工事なので、除算方式を採用している。

委員： 共同企業体の構成員は 2 者と 3 者の場合があるのか。

事務局： 工事の規模により構成員数を設定する。

委員： 構成員数を指定しなければ、小さい企業も参加しやすくないか。

事務局： 構成員数を指定しなかったことはない。構成員数が多いと企業体側もデメリットがある。過去において 3 者 J V が最も多い構成員数である。最近では、姫路城の改修工事がそうである。

イ 制限付一般競争入札（価格競争）

①姫路駅周辺地区区 8-2 号線他築造及び駅南準幹線（16 工区）下水道工事

【主な質問・意見】

委員： 最低制限価格を下回っている業者が多いが、最低制限価格の見直しの予定はあるか。もう少し安い金額でできるということか。

事務局： 地方自治法で入札において最低制限価格を設定することができるという規定があるため、姫路市では、ダンピング対策として最低制限価格を設定している。国の方針においてもダンピング対策の一環として予定価格や最低制限価格の適正化が示され、結果、国、県ともに最低制限価格は上昇してきてい

る。姫路市においても、平成 23 年以降、最低制限価格の算定式を公表するとともに、国・県にあわせて最低制限価格を段階的に引き上げている。建設業者としては工事を受注したいという意欲や積算能力の向上等によりこのような結果になっていると考えている。

委員：業者は最低制限価格がどのあたりか積算できるのか。

事務局：入札情報の公表や積算能力の向上により分析は可能と考える。ダンピング対策として最低制限価格を引き上げてきた状況において、東北の震災の復興工事での資材の高騰、職人不足が加わるとともに、担い手不足解消のための賃金アップという側面も発生してきている。委員ご質問のとおり水準は上がってきているが、それらの要因から当面は最低制限価格については、現在の水準を維持せざるを得ないと考えている。

委員：工事の規模を大きくしたら対象業者は減るが割安にならないか。

事務局：予算上の制約や駅前での施工による交通渋滞発生等の施工環境上の問題もあるため、工事範囲を区切って発注することもやむを得ないと考えている。

②広嶺中学校南特別教室棟車いす用階段昇降機設置工事

【主な質問・意見】

特になし

ウ 指名競争入札

①（北部）安富 177 号線舗装改良工事

【主な質問・意見】

特になし

②阿保地区北条川排水管設置工事

【主な質問・意見】

委員：CランクとDランクの母数（業者数）はどのくらいか。

事務局：校区の中では12者くらい。その中から地理的条件等を勘案して指名していく。

委員：個人事業者と法人で選定上、区別はされないのか。

事務局：区別はなく、経営事項審査の結果に基づいて設定されたランクによる。工事の予定価格以上の売上があれば、指名の対象とす

る規定にしている。

事務局： 建設業法で、もう少し高額の仕事では専任の監理技術者を配置しなければならない。技術者が少なければ、その仕事は受注できないという建設業法上の縛りはあるが、組織としての縛りはない。

③的形小学校屋内運動場 2 階転落防止柵設置工事

【主な質問・意見】

委員： 事前に 10 者指名だと業者に公表しているのに、500 万円から 1000 万円と金額の範囲も推測できる。最低でも 500 万円以上だとわかっているのに、入札金額がその範囲外の業者は最初からやる気がないのか。

事務局： 理解している業者は、指名業者数により 500 万円から 1000 万円の枠とわかるが、建築工事になると、土木工事より見積もりが多くなるので、見積りの状況により入札金額に開きが出る傾向がある。意図があるわけではなく純粹にこの金額が必要との判断による入札になっていると思われる。

④駅前町マンホールポンプ設置工事

【主な質問・意見】

委員： 水道局で発注するか契約課で発注するかの区切りや基準があるか。

事務局： 基本的に水道は公営企業なので、市とは予算・契約者・組織が異なる。水道事業に係る工事については、全て水道局が発注・入札、契約をしている。しかし、市の工事と施工場所や時期が同じになる場合、又は、市の工事において地中に埋設されている水道管を移設しなければならないなどの場合には、市の工事を受注した業者と調整を行っている。

委員： 工事の種類で区別するのではないのか。

事務局： それぞれの事業主体が、それぞれの事業に係る工事を発注、契約している。水道事業以外は市長が契約の相手方だが、水道事業の場合は水道事業管理者が契約の相手方になる。

委員： マンホールも市管理分と水道局管理分があるのか。

事務局： マンホールは下水道で、水道局は上水道だけである。下水道は水道局と同じ企業会計だが、姫路市の場合、管理者を置かず、

任命権者は姫路市長で、人事権や契約は市で行っている。

(4) 入札参加資格制限の措置状況

平成27年1月1日から平成27年6月30日までに入札参加資格制限措置の状況について、事務局から報告。(措置業者なし)

【主な質問・意見】

特になし

(5) 指名停止の措置状況

平成27年1月1日から平成27年6月30日までに指名停止措置を行った延10者について、事務局から報告。

【主な質問・意見】

特になし

(6) 低入札価格調査

平成27年1月1日から平成27年6月30日までに行った低入札価格調査1件について事務局から報告。

【主な質問・意見】

委員： 揖保川ポンプの工事成績が他に比べて低いが、何か理由は考えられるか。

事務局： 60点以上は合格という取扱で、60点未満は成績不良で指名停止の対象にもなる。他の工事と比較して低いですが、特に問題ない。

委員： 非常に良い工事成績の場合には、次の入札の際に加点される等、工事成績が次回の入札に反映されないのか。

事務局： 総合評価の入札の際には、工事成績が良い場合に加点するという評価項目を設定する場合もある。85点以上が「秀」、75点以上は「優」で、文学館の総合評価においても、秀か優の評価を受けていれば加点している。

事務局： 兵庫県や神戸市では、他機関で発注の工事成績も加算対象としている。姫路市も今年度から工事成績要領を改定して、国・県と同じ基準で評価を行っているので、今後は同様に取り扱うことも考えられる。

委員： 工事成績は大事ということか。

事務局： そうなる。

委員： 工事成績は業者に通知されるのか。

事務局： 4月に改定して、27年度の工事から業者に通知する。現状は市HPのみで公表している。

(7) 苦情処理要綱に基づく苦情処理

苦情処理案件及び再苦情処理案件について、事務局から報告。(苦情処理案件なし。再苦情処理案件なし。)

【主な質問・意見】

特になし

5 その他

(1) 次回会議の審議対象工事の抽出委員について

秋本委員に決定。

(2) 次回の定例会議の開催について

次回の定例会議は、平成28年2月に開催することに決定。
定。